

愛媛県教育委員会事務局組織規則の
一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

教育委員会事務局の組織を改めるため、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

(1) 学校施設に係る業務の集約・効率化

ア 学校施設の整備、教育財産の管理、授業料及び奨学給付金等に係る事務を指導部から管理部に移管し、義務教育課学校施設係及び高校教育課施設管理グループを廃止

イ 教育総務課に置く「教職員厚生室」を「施設厚生室」に改称

(2) 政策マネジメント推進幹の設置

事務局に置く職員の職に政策マネジメント推進幹（主幹級）を追加し、教育総務課に設置

3 施行期日

公布の日（令和7年4月1日）

議案第10号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(組織)		(組織)	
第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。		第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。	
部 省略 指導部	課	課	係
	義務教育課 省略	義務教育課 省略	免許学事係 教職員係 学校施設係
2 教育総務課に施設厚生室を置き、同室に健康支援係及び厚生事業係を置く。		2 教育総務課に教職員厚生室を置き、同室に健康支援係及び厚生事業係を置く。	
3・4 省略 (各課及び室の所掌事務)		3・4 省略 (各課及び室の所掌事務)	
第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。		第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。	
教育総務課（第17号から第26号まで及び第30号の事務にあつて		教育総務課（第17号から第22号まで及び第26号の事務にあつて	

は、施設厚生室の所掌とする。)

(1)～(16) 省略

(17) 教育財産の管理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(18) 県立学校の校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

(19) 水産実習船の運営に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(20) 市町立学校の施設整備の助成に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

(34) 省略

省略

義務教育課

は、教職員厚生室の所掌とする。)

(1)～(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

省略

義務教育課

(1)～(10) 省略

(11) 省略

(12) 地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第11号の事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

高校教育課

(1) 県立学校の予算に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 県立学校（特別支援学校を除く。次号及び第11号から第13号までにおいて同じ。）の通学区域の設定又は変更に関すること。

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(1)～(10) 省略

(11) 市町立学校の施設整備の助成に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(12) 省略

(13) 地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第12号の事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

高校教育課

(1) 県立学校の予算に関すること

(2) 教育財産の管理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 県立学校の校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

(7) 県立学校（特別支援学校を除く。次号及び第13号から第15号までにおいて同じ。）の通学区域の設定又は変更に関すること。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(10) 省略
(11) 省略
(12) 省略
(13) 省略
(14) 省略

(15) 省略

(16) 地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助
に關すること（高等学校及び中等教育学校の後期課程における
第12号に規定する教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導
に關すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

(17) 省略

省略

(職)

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職
員の職は、次のとおりとする。

(1) ～ (12) 省略

(13) 政策マネジメント推進幹

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 水産実習船の運営に關すること。

(18) 省略

(19) 地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助
に關すること（高等学校及び中等教育学校の後期課程における
第14号に規定する教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導
に關すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

(20) 省略

省略

(職)

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職
員の職は、次のとおりとする。

(1) ～ (12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(22) 省略
(23) 省略
(24) 省略
(25) 省略
(26) 省略
(27) 省略
(28) 省略
(29) 省略
(30) 省略
(31) 省略
(32) 省略
(33) 省略
(34) 省略
(35) 省略

2 前項第1号から第30号までの職は事務局職員、同項第31号から第35号までの職はその他の職員をもって充てる。

(課又は室に置く職員)

第9条 課に課長、課長補佐（教育総務課に限る。）、政策マネジメント推進幹（教育総務課に限る。）及び主幹を、室に室長及び

主幹を、係に係長を置く。

2～4 省略

5 政策マネジメント推進幹は、上司の命を受け、政策立案、政策調整、政策評価、予算編成等に関する事務を調整し、整理するとともに、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

6 省略

7 省略

(21) 省略
(22) 省略
(23) 省略
(24) 省略
(25) 省略
(26) 省略
(27) 省略
(28) 省略
(29) 省略
(30) 省略
(31) 省略
(32) 省略
(33) 省略
(34) 省略

2 前項第1号から第29号までの職は事務局職員、同項第30号から第34号までの職はその他の職員をもって充てる。

(課又は室に置く職員)

第9条 課に課長、課長補佐（教育総務課に限る。）

及び主幹を、室に室長及び

主幹を、係に係長を置く。

2～4 省略

5 省略

6 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案説明

教育委員会事務局の組織を改めるため、この規則の一部を改正しようとするものである。